

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和8年3月31日

任命権者 行橋市長 工藤政宏

記

(懲戒処分)

所属部局名	市民部	役職 (補職名)	係長	年齢	49	性別	男
処分内容	戒告						
処分年月日	令和8年3月31日						
処分理由 (事案要)	令和8年2月22日執行の行橋市長選挙に際し、特定公務員であるにもかかわらず、知人に対して、特定の候補者に投票を依頼する内容のメッセージを送信した。さらに、当該メッセージは選挙運動期間外である令和7年12月21日に送信されており、この行為は、全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非違行為であり、この非違行為が職の信用を傷つけるとともに、職全体の名誉を汚し信用を失墜させたものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号						

以上